



広島県報

号外
第34号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

公 告

平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
……………(建築指導室)……………

公 告

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定によって、平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定によって、広島県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十八年三月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験日及び時間

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

平成十八年七月二日(日)

午前十時から午後五時十分まで

(二) 木造建築士試験

平成十八年七月二十三日(日)

午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

平成十八年九月二十四日(日)

午前十一時三十分から午後四時まで

(二) 木造建築士試験

平成十八年十月八日(日)

午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

広島県立広島工業高等学校(広島市南区出汐二 四 七五)

(二) 木造建築士試験

広島工業大学専門学校(広島市西区福島町二 一 一)

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

広島県立広島工業高等学校(広島市南区出汐二 四 七五)

(二) 木造建築士試験

広島県立広島工業高等学校(広島市南区出汐二 四 七五)

三 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条に規定する者

2 設計製図の試験

(一) 平成十八年の学科の試験に合格した者

(二) 平成十六年又は平成十七年の学科の試験に合格した者で、申請のあったもの

四 受験手数料

一万五千円

五 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験申込みに必要な個人情報を使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(一) 受付期間

平成十八年四月一日(土)から同年四月七日(金)まで

- (二) 受付時間
受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで
- (三) 申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- 2 受付場所における受験申込み
(一) 申込書の配布期間
平成十八年四月三日(月) から同年四月十四日(金) まで。ただし、同年四月八日(土)と九日(日)を除く。
- (二) 配布時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、平成十八年四月十四日(金)は午前九時三十分から午後三時まで。
- (三) 配布場所
社団法人広島県建築士会広島支部(広島市中区千田町三一 一〇)
" 呉地区支部(呉市中央二 五 二八)
" 三原支部(三原市港町三 一九 一)
" 尾道支部(尾道市西御所町六 一五)
" 福山支部(福山市若松町八 二二)
" 県北支部(三次市江田川之内町五〇 一 二)
(四) 受験申込書の受付場所及び受付期間
(1) 社団法人広島県建築士会 会議室(広島市中区国泰寺町一 八 四 日興ビル三階)
平成十八年四月十日(月) から同年四月十四日(金) まで
(2) 社団法人広島県建築士会福山支部(福山市若松町八 一 三二 福山土木建築会館内)
平成十八年四月十日(月) から同年四月十一日(火) まで
- (五) 受付時間
午前十時から午後四時まで
- (六) 受験申込方法
受験申込書は、五(四)に掲げる受付場所に直接提出すること。ただし、住所が離島その他の遠隔地のため、直接申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものについては、受付期間の最終日まで消印のあるものに限り、郵送等による申込みを認める。
なお、郵送等による申込みの場合は、必ず書留速達又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第一条第六項に規定する一般信書便事

- 業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の業務のうち書留速達に準ずるものとし、必要な郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封すること(送付先は社団法人広島県建築士会とする)。
- 六 合格者の発表
 - 1 学科の試験
平成十八年九月五日(火)(予定)
 - 2 設計製図の試験
平成十八年十二月七日(木)(予定)
- 七 その他
 - 1 設計製図の課題は、平成十八年六月二十一日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、二に掲げる試験場に掲示する。
 - 2 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。